

意匠分類記号	意匠分類の名称
D3-953	電気スタンド用支持具、投光器用支持具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
D3-3390	全	電気スタンド等部品	
D3-923	全	照明器具用脚	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
D3-4190	街路灯等部品及び付属品		
D3-4290	庭園灯部品		
J3-2921	カメラ用三脚		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
電気スタンド用支柱	電気スタンド用台	電気スタンド取付け具	
電気スタンド支持金具	投光器用支持脚	照明器具用移動台	
投光器用ポール			
定義			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に照明器具を立てて設置することを目的とした支持具のなかで、支持アーム、ポール部等を有するもの</li> </ul>			
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>投光器用ポール 登録 969545 号</p> </div> </div>			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁および天井に設置することを目的とした支持具は含まない。</li> <li>・支持具のうち、台のみのもの、部品である基台は含まない(D3-950に分類する)。</li> <li>・街路灯及び庭園灯の支柱はD3-4190(街路灯等部品及び付属品)、D3-4290(庭園灯部品)に分類する。</li> </ul>			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
投光器用ポール			